らは「1月7日の庁議で

と質したところ、当局

て職員周知を図ったのか。

交渉団から「どうやっ

示しており、

後は各所

属

思う。 来の担当業務が忙しいた ググループなどでは「本 長から周 昨日の交渉の中で当 これまでのワーキン

> 度 当

答に対 ともに、 ということを説明すると う強く求めました。 再度庁議で周知を図るよ 試行ということを含めて 説明とポ 再度庁議の中で試行 各所属長からの ータルでの職 交渉団では、 当局

11 月 17 日 「2011賃金確定交渉」を再開しました。 (木) 14時から北9条分庁舎にお

さ

れました。

にない。

す

のか質したところ、

」と回答があり 知されていると 事 また、この制度は労

めています。 務するには、 にプロジェクト業務を兼 組むことができなかっ 本来の担当業務の 」という問題点を認 メンバーが十分に取 メンバー 試行とはい 他

当 局 のこの無責任な回

説明がありました。 チームの設置」につい 行」及び「総合窓口推進

7

応も不透明なことから、

知をしたいとの回答

所 発 行

自治労 北見市職員労働組合 ₹090-0029 T090-0025 北見市北9条東2丁目2 北9条分庁舎 電 話 0157-25-1198 FAX 0157-25-5357

第18号

ておらず、

ころ、 たい。 段

階で約

と申し入れたと 東していただき

口

考資料としてきたが、

示されました。 提案したいとの回答 局からは別の機会に再 ることを強く申し入れ 前に労使協議が必要で 件にも関わることから ました。 いる。」と見解が出され でに判断したいと考えて 状況ではない。12月末ま 「12月議会に提案できる

いて ■基本賃金・諸手当につ

判 を · 及び 見 11月 15日の交渉にお 国や他自治体の情 した 極めながら 市給与条例につ 人事院勧告の取 \ \ \ \ \ \ 11 扱

す。」と回答し 本日方向性 じました。 いたことから、 局 カコ 5 を質 は

ジェクトチー

・ム制度の試 から「プロ ついて

の理解と協力が不可欠で 人は当然のこと、職場内

月

17日のヤマ場

でに方向を示

冒頭、

当局

■プロジェクトチームに

これまで人勧 改定については、 び 国を最 北 見 市 大の 0) 給 与 参 及

> しました。 いと認識している。 てはめることにはならな あるので、 くまでも国の独自削 の削減については、 臨時特例法案の7. また、 国家公務員給与 それを市に当 8% 「あ 減で

たい。 重く受け止め、すべての 欠員解消に向けて取組み 残り4カ月の間に、さら ているが、来年度までの に11月に前倒し採用を行っ く求めたところ、 めてもらいたい。 欠員を解消する方向で進 だけでは不十分。

制度調整について

術を解除しました。

与削減提案をすることに 不遡及の原則 なったとしても、 万が一、人勧どおりの 交渉団から「12月末に (削減を 4月まで遡 はしないことを現 から、 不利 制 給 度

た。いつまでに結論を出 段階では判断できる状況 市長と協議した結果、現 の勧告は閣議決定を経 」との回答でし 他自治体の対 今 手当について、3年間の に示される基本賃金・ くことを明言しました。 側の考え方も追及してい 交渉では現給補償の当局 約束したことについて強 新たな削減を行わないと 独自削減を行っており、 く主張し、また、今後の 交渉団 は、 윍 末まで 諸

一欠員の解消について

なる前倒し採用も含めて、 『努力する』という言葉 交渉団から「当局 との回答を得ま 」と強 もっと 「すで

たため、闘争における ことを報告し、承認され (特に網走管内町村) また、 欠員解消や 拡大

でき、 する。 制度調整などについて前 交渉団としては一定の回 進回答が得られたことか 当局判断は一定程度理解 情勢を見極めようとする 減は行わないことを約 答が得られたと判断した 支部代 表者会議を開催し ら、同日16時より、 終了後の月末まで冷静に 強行するなか、12月議会 では人勧準拠での提案を ことができました。 経過からも遡及して削 交渉団としては、 」との回答を得 当局からは「過 他 束